

■規制情報まとめーアジア・パシフィック地域■

～日本への小規模塗料輸入者に化審法による除外が適用される～

Keith Nuthall, International News Services

日本への塗料輸入業者が、所轄省に届出を行うことなく新規化学物質を含む塗料を日本に持ち込むことができる、「少量申請」の期間が2020年に4回設定された。この除外特例は1年に1トン以下の製品を輸入する場合に適用されると化審法に述べられている。その他の場合、新規化学物質は製造者または輸入者が届出を行い、日本の監督機関により評価された後に日本に持ち込むことができる。化学コンサルティング会社のKnoell社によると少量届出免除申請期間は1月20日～27日、6月2日～4日、9月1日～4日、そして12月1日～4日である。Knoell社は「上記申請期間以外に監督機関に申請すると化学的同一性情報の開示を要求される」と特記した。

本件に関する詳細はこちら（日本語）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/syorooshinkinitteiosiraseR2.pdf

中国の生態環境部と国家衛生健康委員会は化学物質の環境リスク評価に関する技術ガイダンスを発行した。これには評価手順が示されており、有害性確認、容量反応評価、暴露チェックとリスク判定を含む必要があると書かれている。この新しいガイダンスには、通常の製造・使用時（つまり事故や不正使用時は除く）における化学物質の人体と環境に対する安全性の報告書に含むべき技術要件も提示されている。また、極難分解性及び高生物蓄積性（vPvB）物質を含め、不確実性分析、データ品質評価、難分解性、生物蓄積性及び有害化学物質リスク特性の確認を実施する方法についても記述されている。また、塗料を含めた化学製品の含有する金属及びその化合物が有するリスクを評価するための重点確認事項についてもアドバイスしている。

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk05/201909/t20190910_733204.html

インド規格局（BIS）は熱可塑性プラスチック路面表示材に関する新規技術規格を策定中であり、現在原案が作成されている。他のBIS原案としては、白セメントベースの高分子パティーの作成法を説明するものがある。他方、BIS委員会は水性発泡形耐火塗料の製造について1件、シリコン大豆アルキド樹脂外壁塗料の製造について1件の新規規格を条件付で承認した。現在検討中の新規規格には、塗料、ワニスや他のコーティング材の試験やサンプリング方法に関するものがあり、塗装済み、または未塗装の金属試料との電気化学インピー

ダンス分光法（EIS）を用いたものなどがある。

インドネシアのインク、顔料及び樹脂製造者には新食物包装法が2020年7月より適用される。この法律は2011年の規則をより包括的に置き換えるものとなっている。未使用材料および再生材料を対象として、食品と飲料の製造者に対し、印刷包装材が消費者を害するものではないことを保証する法的義務を課すものである。この新しい法律により、特定の化学物質の包装材への使用が禁止または制限されており、食品や飲料への溶出上限値も定められている。<https://www.pom.go.id/>

タイでは危険物質管理法の第4版が10月27日に発効した。塗料原材料としての使用など、加工用途で輸入されたものではなく、タイを通過する化学物質のリスクを管理する新規規則が追加された。一方、タイ政府が過剰または余剰とみなした化学物質の輸入を阻害していた煩雑な手続きは、業界の対応を容易にするために簡易化または縮小された。https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/pdf/HazSubAct_20190201NLAapproved.pdf

新しい化学物質法の第2案がタイのタイ国食品医薬品承認局（FDA）により発効された。これが承認され場合、タイ国内で操業する化学品を扱う外国企業は、タイの監督官庁との対応を行う国内の「唯一の代理人」（ORs）の指名が必須となる。<http://www.fda.moph.go.th>

フィリピンの環境天然資源省は、フィリピンにおける使用実績のない化学物質を初輸入する場合、通常必要となる「製造前および輸入前届出」（PMPIN）の手続きを、特定のポリマー製造者と輸入者について除外する指令を発した。この新規規則「ポリマーと低懸念ポリマーを除外する行政命令」は、特定のポリマーについてフィリピンでの販売に必要なPAPIM遵守認証の対象外とする。この規則の対象となるポリマーは、ポリマー重量の2%を超える反応性官能基（RFGs）を含まないものなどが挙げられる。<http://chemical.emb.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/DAO201918Polymer.pdf>

ベトナム政府は商工省（MOIT）のベトナム化学品庁とともに化学品登録システムを合理化させ、塗料を含めた化学品を扱う企業に要求するレポートの範囲を、全てひとつのファイリングにまとめた。ベトナムで使用、製造、販売する化学品についての報告の作成と提出を、各社毎年1件にすることを目標としている。

オーストラリアのクイーンズランド州政府は州内で実施される建設事業について、詳細な基準と耐久性要件を発表した。これには詳細な塗料の品質ガイダンスも含まれる。それによると、外壁用半透明および外壁用透明上塗りを除いて、塗膜の10%より多い部分に浮

き、ふくれ、フレーキングまたは水の浸透が見られた場合、瑕疵があるとみなされる。

https://www.qbcc.qld.gov.au/sites/default/files/Standards_and_Tolerances_Guide_0.pdf

ニュージーランドの環境保護庁は自国の有害性物質の分類システムを「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に準じたものに更新することで、「ニュージーランド有害性物質および新生物法」に基づいて化学物質をリスト化するよりも、ニュージーランドで使用される化学物質を GHS の通りに採番、分類、ラベリングする、という提案を行った。環境保護庁はこの変更計画について 1 月 9 日まで協議している。

https://www.epa.govt.nz/assets/Uploads/Documents/Hazardous-Substances/GHS_Consultation_Document_for_Public_Release.pdf

台湾は毒性化学物質管理法の変更は計画通り 1 月 16 日に発効した。これにより有毒化学物質の許可登録と承認規則、有毒化学物質の取扱いと排出の記録に関する法律、及び有毒化学物質のラベル表示と安全データシートについて修正された。

改定法はこれらの化学物質の取扱いに関する管理手順が追加され、ライセンスと許可証の名称が変更される一方、規制化学物質については許可申請手続きが簡易化された。

更に、例外なく取扱いの記録を毎月提出することが要求される。

<https://www.epa.gov.tw/eng/F7AB26007B8FE8DF/dae076ec-59e0-4e35-8119-79f761075a27>

韓国で IPEN(国際汚染物質廃絶ネットワーク)は塗料における鉛を強制的に制限する規制の導入を呼びかけた。分析された溶剤系塗料の 17%が、国連環境計画 (UNEP) が推奨する上限値である 90ppm を超える濃度の鉛含有が認められたという調査結果を受けたもの。更に、9%の塗料に 10,000ppm を超える、危険なほど高濃度の鉛が含有されていた、とも述べた。IPEN は次のように述べた。「韓国には玩具や子供が過ごす場所 (幼稚園や小学校) を対象として、鉛含有 600ppm を上限とする基準が示されているが、人健康を守るためには 90ppm をあらゆる種類の塗料に適用する新基準が求められる」。

https://ipen.org/sites/default/files/documents/ipen-korea-lead-report-v1_1-en.pdf